

雇用保険被保険者になられた皆様へ

手続き代行ワズオフィス社労士事務所

雇用保険の被保険者になりました

1. 雇用保険制度とは

失業した場合に必要な給付を行って生活の安定と、求職活動を支え就職を促進する国の社会保障制度のひとつです。

また雇用の継続として、育児休業や介護休業の給付があります。

職業生活を円滑に継続できるよう能力開発の向上等を図ることも目的にしています。

2. 被保険者証等のお渡しと保管のお願い

雇用保険被保険者資格等確認通知（被保険者通知書）は、被保険者になったことをお知らせするものです。

雇用保険被保険者証は、今後いろいろな手続きに必要な大切なものですので保管をお願いします。

転職をしても「被保険者番号」変わりませんので保管をお願いします。

3. 退職して失業給付を受けるとき

退職するときに失業給付を受けることを希望する人は、退職手続きをするときに、「雇用保険被保険者離職票ー1、同一2」を発行してほしい旨を会社へ申し出てください。

4. 失業給付を受ける資格について

原則は、離職前2年間に、

- ①加入期間が満12か月以上あり
- ②離職日からさかのぼって1か月ごとに区切った期間に「賃金の支払いの基礎となった日11日以上ある月」が12か月以上あることです。

このほか例外もありますので、退職時点で雇用保険制度をご確認ください。

制度の詳しい情報は、ハローワークインターネットサービスでも紹介しています。

https://www.hellowork.go.jp/insurance/insurance_summary.html

以上

